

公共下水道供用開始区域が、

(下水道の使用できる区域)

4月1日から13.61ヘクタール広がりました

公共下水道供用開始区域

- ◇大字福島の一部 8.72ヘクタール
- ◇大字白倉の一部 4.73ヘクタール
- ◇大字天引の一部 0.16ヘクタール



指定工事店は町内33社、町外79社が登録しています。見積り合わせなどで比較して選定しましょう。

「指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」以外の業者が工事をする場合は規則により禁じられています。

※「指定工事店」とは、工事が適正に行われるよう町が指定し指導を行っている業者です。

工事は排水設備指定工事店で

排水設備工事を行うときは、必ず「指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」以外の業者が工事をする場合は規則により禁じられています。

下水道法に定められています。

下水道への接続工事を

公共下水道が完成し、処理区域になると、くみ取り式トイレの場合3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することができるようになります。

供用開始区域を告示

公共下水道が使用できる区域が新たに追加されました。区域内の家庭では、排水設備を設置することにより、トイレや台所などの汚水を直接公共下水道に流すことができますようになります。

住みよい快適な環境づくりのために

水道課業務係 ☎(64) 8316・下水道係 ☎(64) 8318

拡充

浄化槽設置補助金

転換に伴う排水設備の工事を対象とした補助制度を追加し、最大30万円加算できるようになりました。

対象区域	次の区域を除く町内全域 ・公共下水道事業計画区域 ・農業集落排水事業整備区域	
対象者	・専用住宅などを新築・増築し、新しく合併処理浄化槽を設置する人 ・専用住宅等のくみ取り槽または単独浄化槽から転換し、合併処理浄化槽を設置する人	
補助金額	・設置や転換方法、合併処理浄化槽の人槽区分により補助金額は異なります。	
	(例) 単独処理浄化槽(5人槽)から合併処理浄化槽(5人槽)へ転換するときの最大金額	
		改正前
設置費補助	279,000円	279,000円
加算分	200,000円 (工補補助金+転換加算制度)	300,000円 (宅内排水設備補助)
補助金額合計	479,000円	579,000円

新規

宅内排水設備工事費補助金

町内に住んでいる人で、浄化槽などから下水道に接続するときの工事費用の補助として補助金を交付します。

対象者	・町内に在住し、建築物の所有者または建築物の所有者の同意を得た使用者
対象経費	・専用住宅のくみ取り槽または浄化槽(合併・単独)から下水道に接続するための宅内排水設備工事に要する費用
補助金額	・上限3万円(ただし、申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合は上限5万円)
対象期間	・令和3年度～令和5年度の3年間 ※申請は令和6年1月31日まで

※詳細については、町ホームページをご確認ください→



地方創生の包括連携協定を締結

■ 企画課企画調整係 ☎ (74) 3133

町とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社群馬支店(松田謙二郎支店長)は3月2日、町公民館で「地方創生に関する包括連携協定」を締結しました。

この協定は、相互の連携を強化し地方創生の実現に資することを目的としたものです。今後「地域・暮らしの安全・安心」「防災・災害対策」「産業振興・中小企業支援」「観光振興」「農業振興」などの分野で連携・協力を図っていきます。

善意の紹介

- 聖徳銘醸株式会社(白倉)
アルコール製剤(500ml)を60本寄付されました。



茂原町長にアルコール製剤を手渡す一倉保常務取締役(右)

- 中野正治さん(秋畑)
石臼1セット、石臼目立て用槌などを寄付されました。
- 株式会社H S C(高崎市)
微酸性次亜塩素酸水溶液を10ℓ寄付されました。

善意に深く感謝し、
広く皆さんにお知らせします。



協定書を交わす松田支店長(左)と茂原町長

vol.139

環境保健協会からのお知らせ

家電リサイクル法の対象となる「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「電気洗濯機・衣類乾燥機」は町では収集できません。

- ①家電量販店(買い替えする店、購入した店)に引取りを依頼する。
- ②収集運搬許可業者(田村商事(有) ☎74-5241)へ運搬を依頼する。
- ③自分で指定取引場所へ持ち込む。

上記いずれかの処理方法で適正に処分してください。

詳しくは、町ホームページにてご確認ください。



◆家電リサイクル法対象家電の分解は絶対にしないでください!

対象家電を分解して、町の収集場所に出しても回収することはできません。対象家電の分解は違法行為となるほか、けがなどの恐れがあり、大変危険ですので、絶対にしないでください。

◆違法な不用品回収業者にご注意ください!

家庭ごみの収集・運搬は、町が許可した業者でなければ行うことができません。

違法な回収業者に依頼すると、高額の料金請求や不法投棄につながるおそれがあります。

■ 問い合わせ 住民課環境係 ☎64-8315